①②③
0
1500 km

勝山市の文化財

令和6年1月現在

区分	番号	分類	種別	名称	員数	指定番号	指定年月日	所在地	管理者	備考
国指定	1	有形文化財	建造物	旧木下家住宅附普請関係文書六	1棟	－	H22.6.29	北郷町伊知地5-3	勝山市	県指定より
	2	記念物	史跡	白山平泉寺旧境内 (旧白山平泉寺城趾)	－	－	H9.3.10 (S10.8.27)	平泉寺町平泉寺	勝山市 白山神社	
	3	〃	名勝	旧玄成院庭園	－	－	S5.10.3	平泉寺町平泉寺	白山神社宮司 平泉 隆房	
	4	〃	天然記念物	アラレガコ生息地	－	－	S10.6.7	九頭竜川(勝山市)	福井県	
	5	〃	〃	勝山恐竜化石群及び産地	－	－	H29.2.9	(化石)村岡町寺尾51-11 (産地)北谷町杉山14字滝ヶ平3-2の一部他	(化石)福井県 (産地)福井県	土地所有者は勝山市
国登録	1	有形文化財	建造物	えちぜん鉄道勝山駅本屋	1棟	24	H16.2.17	遅羽町比島25-11	勝山市	
	2	〃	〃	えちぜん鉄道勝山駅 ホーム待合所	1棟	25	H16.2.17	遅羽町比島25-11	勝山市	
	3	〃	〃	深谷家住宅洋館	1棟	18-0091	H23.7.25	元町1丁目9-45	深谷 憲一	
	4	〃	〃	旧料亭花月楼(中村家住宅主屋)	1棟	18-0092	H23.7.25	本町2丁目6-21	勝山市	
	5	〃	〃	料亭板甚蔵座敷	1棟	18-0093	H23.7.25	本町2丁目5-13	松村 秀夫 他	
	6	〃	〃	北谷道具博物館(旧北谷郵便局)	1棟	―	H31.3.29	北谷町87字中手外地7-1	学校法人きのくに子どもの村学園	
	7	〃	〃	谷集会場	1棟	―	H31.3.29	北谷町87字中生外地6	谷区	
県指定	1	有形文化財	彫刻	銅造阿弥陀如来坐像	1躯	－	S52.6.17	平泉寺町平泉寺56-66	顕海寺住職 荻原 観順	
	2	〃	〃	銅造地蔵菩薩立像	1躯	－	S52.6.17	平泉寺町平泉寺56-66	顕海寺住職 荻原 観順	
	3	〃	〃	木造 聖観音菩薩立像	1躯	―	H29.3.31	平泉寺町平泉寺64-57	乾 一興	祭礼7/18
	4	記念物	史跡	三室遺跡(縄文時代)	－	－	S28.3.19	遅羽町崎崎	勝山市	
	5	民俗文化財	無形	勝山左義長	－	－	H20.2.22	市内13区	各区長	市指定より 2月最終 土・日曜日
	6	記念物	名勝	平野氏庭園	－	－	H28.3.25	野向町深谷26-28	平野 千代子	
市指定	1	有形文化財	建造物	旧成器堂講堂	1棟	1	S41.10.26	元町1丁目19-24	神明神社宮司 天立 陽山	
	2	〃	〃	旧成器堂門	1棟	11	S47.4.21	郡町2丁目5-20	今井 克巳	
	3	〃	〃	旧成器堂土蔵	1棟	12	S47.4.21	郡町2丁目5-20	今井 克巳	
	4	〃	〃	旧成器堂演武寮	1棟	13	S47.4.21	荒土町布市	布市区長	
	5	〃	〃	旧備荒倉	1棟	14	S47.4.21	平泉寺町平泉寺115-1	梅田 秀司	
	6	〃	〃	左義長櫓	3基	66	H7.1.17	上袋田区、上長渕区、下長渕区	上袋田区長、上長渕区長、下長渕区長	
	7	〃	〃	はたや記念館ゆめおーれ勝山	建築群	68	H18.12.4	昭和町1丁目	勝山市	
	8	〃	〃	比良野家離れ座敷	1棟	69	H21.9.2	野向町龍谷51-24	比良野 八郎右ヱ門	
		〃	〃	比良野家長屋門	1棟		H21.9.2	野向町龍谷51-24	比良野 八郎右ヱ門	
	9	〃	絵画	平泉寺の絵馬十六枚	16枚	35	S54.4.5	平泉寺町平泉寺56-63 (平泉寺白山神社)	白山神社宮司 平泉 隆房	
	10	〃	〃	紙本淡彩 小笠原貞信拾得図	1幅	57	H3.1.18	野向町龍谷51-24	比良野 八郎右ヱ門	
	11	〃	彫刻	石像 不動明王像	1躯	16	S47.4.21	北谷町谷168大西谷7	谷区長	祭礼8/11
	12	〃	〃	木造 如意輪観音菩薩坐像	1躯	58	H3.1.18	沢町2丁目(光明院)	光明院祭礼委員会	祭礼9月第1日曜日
	13	〃	〃	銅造 旧成器堂講堂孔子像	1躯	59	H3.1.18	元町1丁目5-6	勝山市教育委員会	
	14	〃	工芸品	毘沙門の金燈籠	1基	24	S50.10.15	本町2丁目96字20 (毘沙門境内)	毘沙門祭礼委員会	
	15	〃	〃	小笠原長守雅印	1組	60	H3.1.18	元町1丁目17-8	飯田 章	
	16	〃	書跡	連歌懐紙	料紙4枚	44	S60.5.7	元町1丁目10-37	松井 つね子	
	17	〃	〃	藩候藩士等書跡屏風	1帖	47	S60.5.7	元町1丁目10-37	松井 つね子	
	18	〃	〃	小笠原貞信徒然草残簡	1面	48	S60.5.7	元町1丁目5-6	勝山市教育委員会	
	19	〃	〃	小笠原長教勝山十二景木額	1面	49	S60.5.7	元町1丁目5-6	勝山市教育委員会	
	20	〃	〃	紙本墨書 小笠原貞信七言古詩	1幅	61	H3.1.18	野向町龍谷51-24	比良野 八郎右ヱ門	
	21	〃	〃	小笠原貞信和歌短冊	1葉	62	H3.1.18	本町2丁目2-24	丸屋 仁志	
	22	〃	古文書	斎藤甚右衛門家文書1括	1括	34	S54.4.5	北谷町河合20-21	斎藤 甚継	
	23	〃	〃	小笠原一玄書状	1点	45	S60.5.7	元町1丁目10-37	松井 つね子	
	24	〃	〃	小笠原貞信・信辰寄進状	－	50	S60.5.7	元町2丁目1-13	国泰寺住職 乾 源俊	
	25	〃	〃	野木加右衛門書状	1点	63	H3.1.18	沢町1丁目4-29	法勝寺住職 佐々木 蓮裕	
	26	〃	〃	元禄時代勝山町図	1点	70	H26.7.10	元町1丁目5-6	勝山市教育委員会	
	27	〃	〃	松平光長寄進状、松平直基安堵状、松平成政安堵状	3点	72	H31.2.7	元町2丁目1-13	国泰寺住職 乾 源俊	

	28	〃	考古資料	御物石器	1点	19	S47.4.21	元町1丁目5-6	勝山市教育委員会	
	29	〃	〃	押型文尖底深鉢形土器	1点	36	S54.4.5	元町1丁目5-6	勝山市教育委員会	
	30	〃	〃	深鉢型土器	1点	37	S54.4.5	元町1丁目5-6	勝山市教育委員会	
	31	〃	〃	槍先形尖頭器	1点	64	H3.1.18	元町1丁目5-6	勝山市教育委員会	
	32	〃	歴史資料	備荒倉扁額二面	2面	15	S47.4.21	滝波町3丁目1103 平泉寺町平泉寺115-1	笠川 剛士 梅田 秀司	
	33	〃	〃	小笠原礼法版木	61枚	29	S50.10.15	永平寺町せせらぎ201-1	松田 裕志	
	34	〃	〃	勝山製糸場扁額	1面	31	S54.4.5	元町1丁目9-5	久保 喜久子	
	35	〃	〃	成器堂扁額	1面	32	S54.4.5	元町3丁目10-38	成器南小学校長	
	36	〃	〃	新建成器堂記扁額	1面	33	S54.4.5	昭和町1丁目6-81	成器西小学校長	

	番号	分類	種別	名称		員数	指定番号	指定年月日	所在地	管理者	備考
市指定	37	有形文化財	歴史資料	比良野帰雲坊の蔵書と遺品		1式	51	S60.5.7	野向町龍谷51-24	比良野 八郎右ヱ門	
	38	〃	〃	旧中尾発電所第1号発電機		1基	67	H7.1.17	北谷町杉山	勝山市教育委員会	
	39	〃	書画	歴代藩候書画		1巻	46	S60.5.7	元町1丁目10-37	松井 つね子	
	40	民俗文化財	有形	無尽さん		1基	20	S47.4.21	野向町北野津又 142字1-1	松井 喜治	
	41	〃	〃	いざり機・バッタン機		各1台	25	S50.10.15	元町1丁目9	ケイテー株式会社	
	42	〃	〃	糸繰り機		1台	53	S63.2.10	元町1丁目1-1	勝山市教育委員会	
	43	〃	〃	機業製品	(1)絹紋倫子織物	1点	42	S56.4.7	元町1丁目9	ケイテー株式会社	
					(2)KKクレープ	1反			元町1丁目9	ケイテー株式会社	
					(3)人絹生機織物見本帳	5種1冊			元町1丁目9	ケイテー株式会社	
					(4)絹紬紋付羽織 男物	1着			栄町3丁目4-5	織田 源	
					(5)絹紬袷着物(上羽織)	1着			元町1丁目9	ケイテー株式会社	
					(6)絹紬袷着物(ハ掛づき)	1着			旭町2丁目1-16	橘 恵美子	
					(7)絹金紗長襦袢	1着			旭町2丁目1-16	橘 恵美子	
					(8)絹柄織茶羽織	1着			元町1丁目9	ケイテー株式会社	
	44	〃	無形	長柄節			6	S44.8.20		長柄節保存会	
	45	〃	〃	滝波のお面さん祭り			8	S44.8.20	村岡町滝波	滝波区長	2/11
	46	〃	〃	谷のお面さん祭り			9	S44.8.20	北谷町谷	谷区長	2/16
	47	〃	〃	観音さまのおすすめ			10	S44.8.20	遅羽町北山	北山区長	2月中旬
	48	〃	〃	走りやんこ			40	S56.4.7		市消防団長	4/13
	49	記念物	旧跡	渡船場	(1)小舟渡		3	S41.10.26	北郷町森川地籍	勝山市	
					(2)比島の渡				遅羽町比島～ 村岡町滝波地籍	勝山市	
					(3)鵜の島渡				遅羽町比島～本町地籍	勝山市	
					(4)筥の渡				平泉寺町大渡～ 遅羽町下荒井地籍	勝山市	
	50	〃	史跡	泰澄母の墓所石塔五基		石塔5基	17	S47.4.21	下毛屋8-3	毛屋区長	8月第4土曜日
	51	〃	〃	柴田監物墓		1基	18	S47.4.21	北谷町河合	義宣寺住職	法要8/15
	52	〃	〃	小笠原家累代廟所			26	S50.10.15	沢町1丁目2-3 (開善寺境内)	華蔵寺住職 (開善寺住職代理)	法要6/12
	53	〃	〃	平泉寺墓地			27	S50.10.15	平泉寺町平泉寺157字9	平泉寺区長	
	54	〃	〃	谷の石畳道			30	S50.10.15	市道4-11号線内	勝山市	
	55	〃	〃	紅梅塚・桜塚			28	S50.10.15	野向町龍谷65-10	龍谷区長	
	56	〃	〃	伊知地古戦場			41	S56.4.7	北郷町畑ヶ塚 伊知地43 鷲ヶ岳山頂 伊知地93	伊知地区長	畑ヶ塚祭礼 10/25
	57	〃	〃	村岡山城跡			71	H31.2.7	村岡町寺尾51字1-33	勝山市	
	58	〃	〃	旧勝山城下域の七里壁			73	R3.4.13	栄町3丁目～元町2丁目	個人（13人）、法人(5)、 勝山市	
	59	〃	名勝	龍谷公園			39	S54.4.5	野向町龍谷48-20 21,45,46,47	龍谷区長	
	60	〃	天然記念物	西光寺の大杉		1本	4	S41.10.26	鹿谷町西光寺18-1 (白山神社)	西光寺区長	
	61	〃	〃	岩屋の大杉		1本	5	S41.10.26	北郷町岩屋 (岩屋観音堂境内)	岩屋観音奉賛会	
	62	〃	〃	法恩寺のねまり杉		1本	22	S50.10.15	勝山市170字奥山1-38	勝山市	
	63	〃	〃	薬師の大いちょう		1本	38	S54.4.5	野向町薬師神谷48-1 (白山神社)	薬師神谷区長	
	64	〃	〃	化石トリゴニオイデス等包含層			43	S57.7.5	北谷町杉山川 中野俣52字`杉山13字	勝山市ほか	
	65	〃	〃	片瀬の大杉		1本	54	S63.2.10	片瀬17-6	片瀬区長	
	66	〃	〃	伊良神社のケヤキの群生		12本	55	S63.2.10	北谷町谷87-2	谷区長	
	67	〃	〃	ミチノクフクジュソウ自生地			65	H3.1.18	北谷町木根橋18-4-1 15-1-1,3,4 18-3-1	山岸 紘憲 岸下 稔	

備考欄は祭礼の日付

勝山市体育館
ジオアリーナ
防災複合施設 設置・運営マニュアル

平成２８年３月

令和３年　３月

令和４年　４月

勝　山　市

勝山市体育館 ジオアリーナ

防災複合施設　設置・運営マニュアル

目次

はじめに ・・・ 1
第１編　福祉避難所編 ・・・ 2
　第１章　平時における取組 ・・・ 4
　　◆福祉避難所の運営にかかる事務分掌 ・・・ 4
　　◆福祉避難所の利用対象となる者の把握 ・・・ 4
　　◆物資・器材、人材、移送手段の確保 ・・・ 5
　　◆福祉避難所の施設整備 ・・・ 8
　　◆社会福祉施設、医療機関等との連携 ・・・ 8
　第２章　災害時における取組 ・・・ 9
　　◆福祉避難所の開設 ・・・10
　　◆福祉避難所の運営 ・・・12
　　◆福祉避難所における要配慮者の支援 ・・・16
　　◆福祉避難所の閉鎖 ・・・19

第２編　物資集配拠点施設編 ・・・20
　　◆物資集配拠点の設定 ・・・20
　　◆物資集配拠点の役割 ・・・20
　　◆物資集配拠点の運営にかかる事務分掌 ・・・20
　　◆物資集配拠点の開設 ・・・21
　　◆救援物資への対応 ・・・21
　　◆救援物資の受入れ・仕分け ・・・22
　　◆救援物資の配送 ・・・23
　　◆物資集配拠点施設の閉鎖 ・・・24

第３編　災害時の支援活動拠点施設編 ・・・25
　　◆支援活動拠点の設定 ・・・25
　　◆支援活動拠点の役割 ・・・25
　　◆支援部隊の受入れにかかる事務分掌 ・・・26
　　◆災害時における上下水道施設の確保 ・・・26
　　◆災害対策本部との通信機能の確保 ・・・27
　　◆支援活動拠点内の放送設備 ・・・27
　　◆支援活動拠点内の屋外照明設備 ・・・27

はじめに

本マニュアルの目的

　災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者については、応急的に避難所において保護する必要がありますが、特に、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等については、一般的な避難所では生活に支障を来たすため、福祉避難所において何らかの特別な配慮をする必要があります。

　本マニュアルの福祉避難所編では、災害発生前から必要となる対策や災害発生直後からの実施内容をあらかじめ整理しておくことにより、福祉避難所の迅速・的確な開設と円滑な運営を実施し、もって、避難所における要配慮者の安心・安全を確保することを目的とします。

　また、物資集配拠点施設編では、大規模災害時における家庭内備蓄や市場での調達により食料及び生活物資を確保することが困難な者に対して、食料等物資を円滑に供給するため、物資の調達、救援物資の受入れ及び仕分け・配送の運営をスムーズに実施することを目的とします。

　災害時の支援活動拠点施設編では、他自治体や関係機関等が支援に来る場合の活動拠点について整理し、施設整備状況を明らかにすることにより、支援部隊の派遣・受入をスムーズにすることを目的とします。

第１編　福祉避難所編

◆　指定福祉避難所とは

　福祉避難所とは、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般の避難所生活に困難をきたす要配慮者等（以下、「要配慮者」という）を対象に開設される避難所と定義します。勝山市では、当該施設である「勝山市体育館 ジオアリーナ」のほか、「勝山市福祉健康センター　すこやか」を指定福祉避難所としており、相互に調整して運営するものとします。

　なお、福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的な避難所であり、最初から避難所として利用することはできません。

　また、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設、医療機関等へ入所・入院対象者は、当該施設で適切に対応されるべきであるので原則として福祉避難所の対象とはしていません。

◆　福祉避難所の施設の要件

- 施設が耐震、耐火構造の建築物であり、近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと
- 施設がバリアフリー化されており、要配慮者の安全が確保されていること
- 要配慮者の特性を踏まえた避難生活に必要なスペースが確保されていること

◆　受入れスペースの確保

　要配慮者の特性を踏まえ適切に対応できるよう、１人あたりの面積について、概ね２～４㎡／人（畳２畳程度）を目安として設定し、避難生活に必要な空間を確保します。

　要配慮者の避難スペースとしては多目的室（１４６．５㎡）と研修室（７２．４㎡）を想定しています。

第１章　平時における取り組み

◆　福祉避難所の運営にかかる事務分掌

福祉避難所としての施設整備計画及び利用対象者等の把握など、福祉避難所として運営するために必要な事務は、勝山市災害対策本部事務分掌に基づき、要配慮者支援班（福祉児童課）が主体となり、総務・職員班（総務課）、第 2 要配慮者支援班及び施設管理者（健康体育課）のほか、関係班と調整し行います。

◆　福祉避難所の利用対象となる者の把握

市は、要配慮者の登録制度により、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、難病患者、人工透析患者、妊産婦、乳幼児等について適宜情報の収集に努め、あらかじめ福祉避難所の対象となる者の概数を把握しておきます。

（参考）勝山市地域防災計画に基づき把握されている避難行動要支援者の基準

- 要介護認定区分３～５に該当する者
- ６５歳以上の人のみで構成する高齢者世帯のうち要支援１～２、または要介護１～２の者
- 身体障害者（身体障害者手帳１～２級）
- 知的障害者（療育手帳　Ａ１～Ａ２判定）
- 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳１～２級）
- 支援希望者（上記に掲げる者のほか、特別の事情を有する者で支援を希望する者）

※なお、上記に該当する者であっても福祉避難所への移送が必要であるか否かの判断は、指定避難所に配置された避難所管理責任者等によりこれを判断することを原則とします。

◆　物資・器材、人材、移送手段の確保

物資・器材、人材、移送手段の確保

（１）物資・器材等の確保

物資・器材の備蓄については、災害発生当初の段階ですぐに物資・器材を調達することは困難であると想定されることから、一定程度の備蓄に努めることとし、あわせて災害時において速やかに調達できるよう、物資の供給協力等の応援協定の締結など事前対策を講じます。

なお、福祉避難所で必要となる主な物資・器材の例は次のとおりです。

	要配慮者対応物資・器材
食料･飲料水	ビスケット、かゆ、粉ミルク、離乳食、栄養補助食品、疾病（アレルギー体質を含む。）に応じた食品等
生活必需品等	ほ乳瓶、紙おむつ（乳児用、大人用）、生理用品、電気ポット、カセットコンロ、ストーブ、車いす、マット等
その他	簡易ベッド、ポータブルトイレ、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具等

（２）人材の確保

福祉避難所における要配慮者の日常生活活動のニーズに対しては、ホームヘルパー等の介護職員が家族とともに対応にあたるため、市内の介護サービス提供事業者と災害時の応援協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう連携を図り、福祉避難所開設時に概ね１０人の要配慮者に１人の介助員等を配置できるよう人材の確保に努めます。また、ボランティアなどへ依頼し、見守りや簡単なケアについては積極的に協力してもらう体制も検討します。

分　　類	種　　類
① 高齢者、身体障害者	ホームヘルパー、看護師、保健師、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士 等
② 視覚障害者	ガイドヘルパー、点訳 等
③ 聴覚障害者	手話通訳、要約筆記 等
④ 内部障害者	看護師、准看護師 等
⑤ 精神、知的障害者	精神保健福祉士、保健師 等
⑥ 妊産婦	助産師 等
⑦ 乳幼児等	保育士 等
⑧ 外国人	通訳ボランティア、翻訳ボランティア 等
⑨ メンタルヘルス	精神保健福祉ボランティア、心理カウンセラー 等
⑩ その他	歩行訓練士、義肢装具士、福祉機器の専門家 等

（３）移送手段の確保

指定避難所で対応が困難な要配慮者を福祉避難所へ移送する場合や、緊急に入所施設等へ移送する場合は、原則として、当該要配慮者の家族又は支援者が行います。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合は、市が行うものとします。移送の際には、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう、移送手段の確保策を検討するとともに、福祉車両、救急車両、一般車両等の移送手段の調達先を把握しておきます。

区分（対象）	イメージ	特徴
① セダン型 （目や耳の不自由な方等）		利用者の状況に合わせた乗降介護が上手にできれば、走行中の安定が良いという利点がある。 ドアの開く角度の大きい車両や、後部ドアの上部天井が開閉するルーフハッチ式車両、前部座席との間隔が広い車両なども開発されている。
② 回転シート型 （介助があれば、車椅子を降りて移動ができる方等）		回転シート型の車両は、座ったままで乗降ができるように、座席がドア側に70～90度回転する。シートは後部座席に装備されている車両と、助手席に装備されている車両があり、手動または自動で操作ができる。
③車椅子型 （車椅子から降りることができない方等）		車椅子に座ったまま乗降ができる車両で、車いすを車内で固定する。後背部からの乗降方式の車両が大半である。乗降の方法に応じて、リフト型とスロープ型の２つのタイプがある。車いすの固定方式も工夫されたものが開発されており、安全性も高まっている。
④寝台型 （ベッドから起き上がることができない方等）		寝台（ストレッチャー）に体を寝かせたまま乗降が行える。これにより家庭のベッドから病院のベッドまで寝たままで移動できる。寝台仕様の車両には車いす仕様との兼用できる車両もある。
⑤リフト付バス （通学バスや団地での移動）		車椅子に座ったまま乗降ができるようなリフト付きのバス。学校への通学や、旅行などの団体での移動に利用されている。

※ 財団法人全国福祉輸送サービス協会のホームページより

◆　福祉避難所の施設整備

　要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるように、多様な情報伝達手段を用意することが必要であるため、福祉避難所には最低限、ラジオとテレビ、筆談用の紙と筆記用具を準備しておくとともに、文字放送対応テレビやファクシミリの確保にも努めます。

◆　社会福祉施設、医療機関等との連携

（１）福祉避難所の設置・運営に係る連携強化

　福祉避難所の設置・運営をスムーズに行うためには、専門的な人材の確保、福祉機器等の調達及び緊急入所等に関して、社会福祉施設や医療機関等と協力が必要になることから、日頃より情報を共有するなど連携強化に努めます。

　また、社会福祉施設等の関係団体・事業者間との協力体制も重要となることから、関係団体・事業者との防災協定を締結するなど、関係団体・事業者間の連携強化の促進に努めます。

（２）緊急入所等への対応

　福祉避難所は、福祉施設に入所していない者が対象となります。したがって、専門的なケアを要する障害者、難病患者・人口透析患者、傷病者、高齢者等については、専門施設への緊急一時入所等の対応を行う必要があります。また、医学的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに搬送することになります。

第２章　災害時における取り組み

開設までのフロー

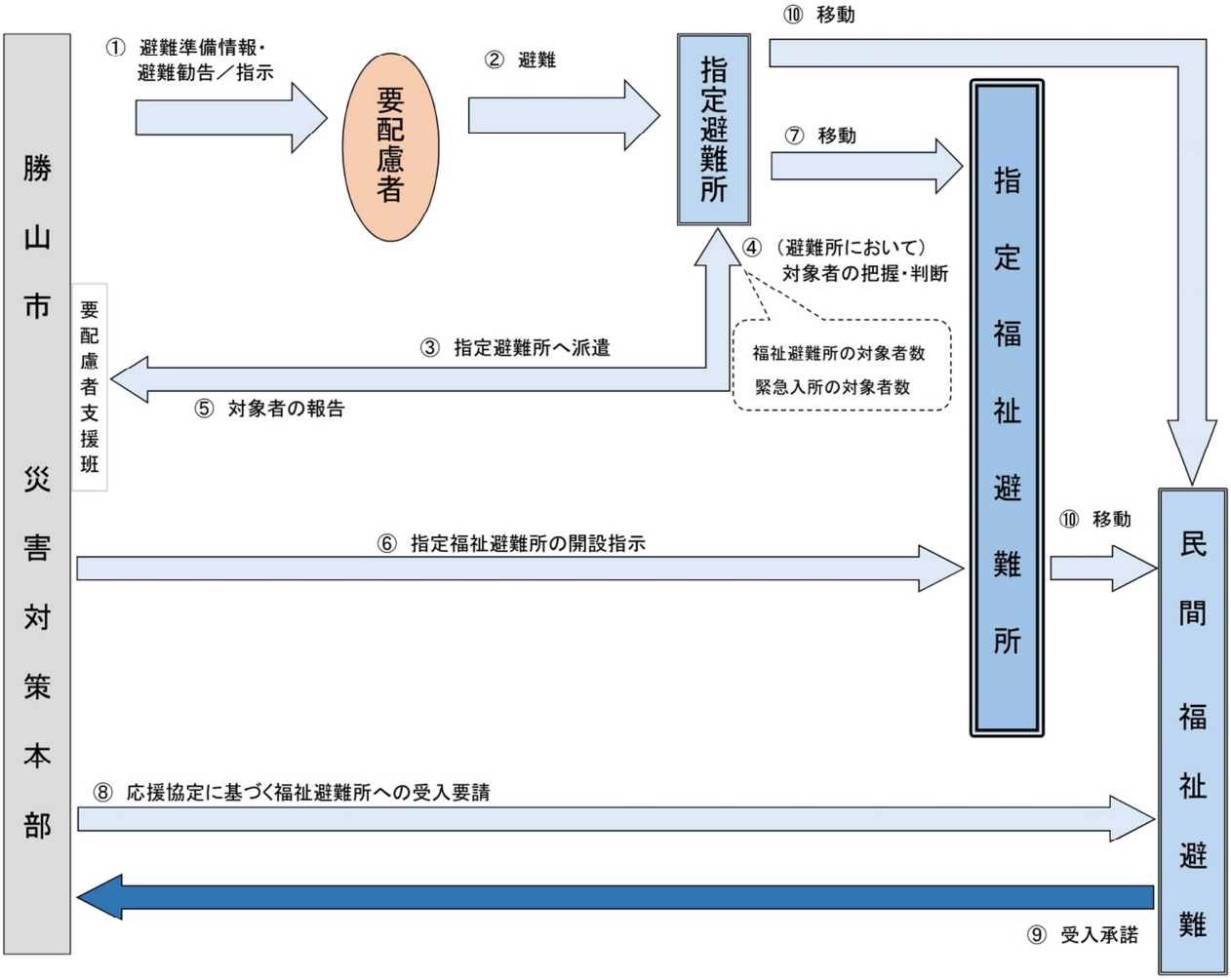

◆　福祉避難所の開設

（１） 福祉避難所の開設及び要配慮者の受け入れ

① 市は、災害が発生した場合で、避難所に避難してきた者の中に福祉避難所の利用対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、施設の安全確認【様式１：避難所開設チェックリスト】を行ったうえで、福祉避難所を開設します。

② 福祉避難所を開設したときは、職員はもとより、要配慮者及びその家族、地域住民、支援団体等に速やかにその場所を周知します。

③ 受け入れ体制が整い次第、福祉避難所の利用対象となる高齢者、障害者、妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れます。このため、社会福祉施設や医療機関等と連絡調整窓口を相互確認し、要請系統を定めるなど、連携を図ります。

（２） 福祉避難所の開設期間

災害救助法に基づく福祉避難所を設置した場合の福祉避難所の開設期間は、原則として、災害の発生の日から最大限７日以内です。

しかし、大規模災害等の場合で、どうしてもやむを得ず７日間の期間内で福祉避難所を閉鎖することが困難なときは、事前に災害対策本部は必要最小限の期間の延長について、県と協議します。

（３） ボランティアの受け入れ

① 避難施設運営状況から判断し、ボランティアの派遣の人員数や活動内容、期間等について勝山市災害ボランティアセンターに要請します。

② 災害ボランティアセンターにおいて調整されたボランティアを受け入れます。

③ ボランティアの分担する仕事は、福祉施設生活に関する仕事の支援とし、的確にボランティアの配備を行います。

- 要配慮者介護、看護活動の補助
- 清掃及び防疫活動への応援
- 災害応急対策物資、資機材の輸送及び配分活動への協力
- 手話・筆談・外国語などの情報伝達への支援協力
- その他、危険を伴わない軽易な作業への協力

◆　福祉避難所の運営

（１）名簿の作成・管理

① 指定避難所から福祉避難所に移送する際には、指定避難所で作成した避難者カード【様式２】や健康相談票【様式１７】の引き継ぎを行います。また、要配慮者の詳細な情報を把握するため、福祉避難所避難者カード【様式１９】を新たに作成します。

② 自宅または地区避難所等から直接避難してきた要配慮者については、福祉避難所避難者カード【様式１９】及び避難所要配慮者名簿【様式３】を作成し、随時更新します。

③ 避難者に退所者があるときは、可能な限り転出先を確認して記録します。

④ 毎日、名簿の整理及び集計を行い、避難所の状況について、災害対策本部へ報告【様式８：避難所状況報告書－上段利用】します。

（２）食料・飲料水の配給

① 食料・飲料水の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行います。また、乳幼児には粉ミルクや離乳食、高齢者にはやわらかい食事など、特別な要望については個別に対処します。

② 不足食料がある場合は、不足食料の内容及び数量を取りまとめて、主食依頼伝票【様式１３】に記入し、災害対策本部へ提出します。

③ 食料の要請に当っては、必要な食料を的確に把握し、余剰食糧が発生しないよう注意します。

（３）物資の配給

① 物資の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行います。また、特別な要望については個別に対応します。

② 不足物資がある場合は、不足物資の内容及び数量を取りまとめて物資依頼伝票【様式１４】に記入し、災害対策本部へ提出します。

③ 物資の要請に当っては、必要な物資を的確に把握し、余剰物資が発生しないよう注意します。

（４）物資の管理

① 要請した物資が搬送されたら物資依頼伝票【様式１４】にサインをして物資を受け取り、物資保管場所へ保管します。

＜物資の管理・保管方法＞

- 男性衣類、女性衣類、子ども衣類、食料品、タオル、毛布、紙製品、生理用品、紙おむつ、その他に分類する。
- 生活用品は、石鹸、洗剤、歯ブラシ、乾電池、文房具、書籍、おもちゃ、医薬品、電気製品などの用途別に分類する。

② 搬送された物資については、物資管理簿【様式１５】に記入します。

③ 特別なニーズがある人には、個別に対処するように努めます。

（５）トイレに関する対応

① 必要に応じて、簡易トイレや仮設トイレを所定の場所に設置します。（ジオアリーナについては、マンホールトイレ設置可能）

② トイレ使用についての注意事項を福祉避難所内トイレ及び仮設トイレそれぞれに貼り出し、避難所への周知徹底を図ります。

③ 施設内トイレ・仮設トイレなどの清掃、手洗い消毒液の交換などの衛生管理は、毎日行い、要配慮者の家族で手伝える人がいれば協力を依頼します。

＜トイレ＞

・仮設トイレ等のくみ取りは、状況を見て早めに要請します。

（６）ごみに関する対応

① 施設管理者と協議の上、ごみの集積所を指定し、貼り紙などにより避難者へ周知徹底を図ります。

② ごみは、避難者各自が可燃・不燃ごみなどに分別し、所定の場所へ整然と置くよう指示します。

③ ごみ集積所は、できるだけ屋根付きで屋外の直射日光が当らない場所を選びます。

（７）防疫に関する対応

① 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように、避難者等に協力を得て、ごみ処理や防疫に注意します。

② うがい、手洗いを励行します。

③ 風呂の利用計画を作成し、周知します。

④ 生活用水が確保できる場合は、洗濯場や洗濯物干し場を確保します。

④ 風邪や下痢など体調を崩している人の有無を把握します。

<u>＜生活用水の確保＞</u>

飲料水の安定的な供給ができる場合は、トイレ・手洗い・洗顔・洗髪・洗濯などの生活用水の確保に努めます。

<u>＜手洗いの励行＞</u>

手洗い所には、消毒液を配置します。

<u>＜食器の取扱い＞</u>

衛生確保の観点から、食器は出きるだけ使い捨てとします。

（８）避難施設内の清掃・整理整頓

福祉避難所内の共有スペースなどの清掃は、避難者等の中で手伝える人がいれば協力を依頼します。

（９）電話の問い合わせや避難者の呼び出し

① 外部からの電話の問い合わせによる他の避難者への迷惑を最小限におさえるために、呼び出しなどは時間を決めて行います。

② 電話での問い合わせがあった時は、避難者名簿と照合します。

③ 福祉避難所内の電話は受信専用とし、避難者の発信用電話は特設公衆電話とします。

④ 呼び出しは、放送及び掲示により伝言し、折り返し避難者の方から連絡をとる方法を原則とし、受信状態のままで呼び出しをしないようにします。

（１０）生活情報の提供

求められる様々な情報について、手分けして情報を収集し、掲示板など多様な手段で提供します。

＜避難者の必要とする情報＞

・被害、安否情報　・医療・救護情報　・余震、天候情報
・生活支援情報　・ライフライン及び交通機関の復旧情報
・生活再建情報　・長期受入施設に関する情報　など

＜情報の収集方法＞

- 災害対策本部からの情報や、公開されている情報を収集します。
- テレビ・ラジオ・新聞などの情報を収集します。

＜情報の周知＞

- 収集した情報を整理し、必要な情報を明示して、掲示板や放送等あらゆる手段を用いて提供します。
- 掲示板には、被災者同士が情報交換できる「伝言板コーナー」を設置します。
- 不要となった情報も記録・整理して保管します。

◆　福祉避難所における要配慮者の支援

（１）要配慮者の支援

①　定期的に、要配慮者の健康状態、必要なサービスの状況などを点検します。

②　福祉避難所において、障害者や高齢者などが生活しやすい避難所の環境整備に努めます。

③　福祉避難所では、要配慮者それぞれの配慮事項に応じた対応に努めます。

＜高齢者＞

- 避難生活で活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮し、可能な限り運動のできる場所を確保します。
- 認知症高齢者は、生活環境の変化で問題行動が出現しやすいので、生活指導等を行い精神的な安定を図ります。
- トイレに近い場所に避難スペースを設け、おむつをしている人のためには、おむつ交換の場所を別に設けます。

＜視覚障害者＞

- 避難所のトイレや配給場所、状況の変化などを適切に伝えます。
- 放送やハンドマイク等を使用し、最新の情報を確実に伝えます。

＜聴覚障害者＞

- 伝達事項は、紙に書いて知らせます。
- 掲示板等を使用し、場所や使用方法、状況の変化、最新の情報を適切かつ確実に伝えます。
- 手話通訳者等を派遣します。

＜肢体不自由者＞

- 車いすが通れる幅を確保します。

＜内部障害者＞

- 医療機材の消毒や交換のため、清潔な治療スペースを設けます。
- 医療機関等の協力により巡回診療を行います。

＜知的障害者＞

- 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮します。

＜乳幼児＞

- 退行現象、夜泣き、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮します。
- 乳児に対して、ミルクの湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保等に留意します。

（２）福祉サービスの提供

① 要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も継続的に受けることができるよう対応を図ることが重要であるため、福祉サービス事業者等と携を図り、避難している要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供します。

② 福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は福祉各法による実施を想定しています。

（３）総合相談窓口の設置

① 要配慮者特有の相談に対応する相談窓口を、福祉避難所に設置します。

② 相談窓口では、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行います。

（４）緊急入所等の実施

① 福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応します。

② 要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送します。

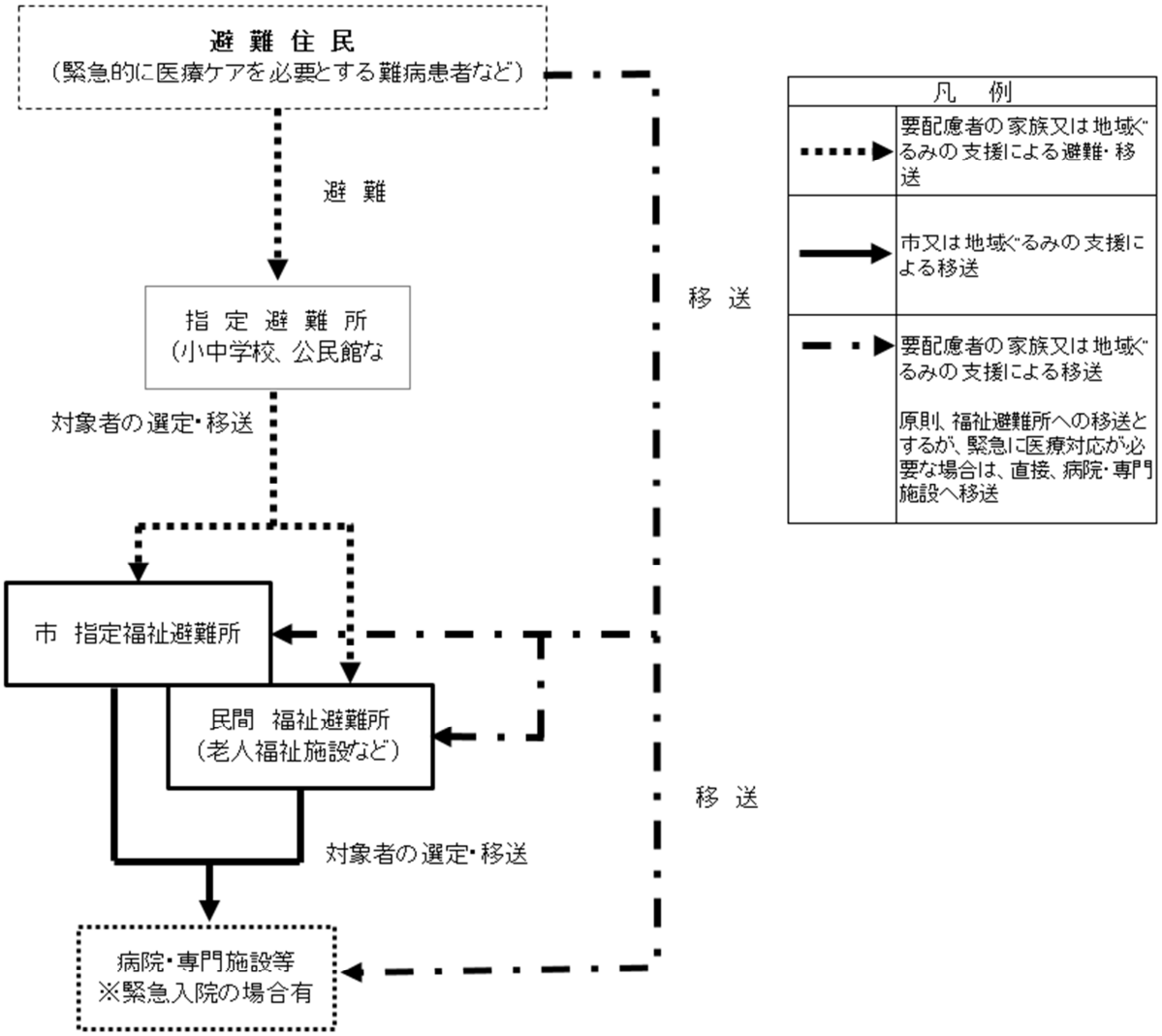

◆　福祉避難所の閉鎖

① 避難者の撤収状況等を勘案し、福祉避難所の閉鎖を判断したときは、避難している要配慮者及びその家族に十分に説明します。

② 避難している要配慮者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、要配慮者支援班長（福祉児童課長）及び施設管理者（健康体育課）は、施設の点検を行い、原則として福祉避難所使用前の状態に原状復旧を行ったうえで、福祉避難所としての指定を解除します。

※ 本マニュアルに記載のない事項については、「勝山市避難所開設・運営マニュアル」の本編・様式集・資料編を参考とする。

第２編　物資集配拠点施設編

◆　物資集配拠点の設定

物資集配拠点となる勝山市体育館 ジオアリーナは、災害が発生した場合においても通行が可能な広幅員な主要幹線道路である福井県第１次緊急輸送道路沿いにあります。また最重点除雪路線（長山交差点～福井県立病院・福井大学医学部附属病院）にも隣接しており、１年を通じてアクセスに優れた位置となっています。

◆　物資集配拠点の役割

物資集配拠点は、全国から送られてくる救援物資の一時保管場所となり、集荷・仕分け整理の後、災害対策本部からの要請により指定避難所へ物資を配送する拠点となります。

◆　物資集配拠点の運営にかかる事務分掌

物資集配拠点として運営するために必要な事務は、勝山市災害対策本部事務分掌に基づき、商工・物資供給班（商工文化課）が主体となり、総務・職員班（総務課）、施設管理者（健康体育課）のほか、関係班と調整し実施します。

◆　物資集配拠点の開設

　災害対策本部から物資集配拠点として使用する旨の指示があった場合、施設管理者及び商工・物資供給班（商工文化課）は受入場所を確保します。

　施設利用者がいた場合は、施設外への退去（安全な自宅への帰宅か指定避難所への移動）を促します。ただし、利用者の安全を優先し、移動経路が危険な場合等は無理に退去させず、一時とどまらせ、一部の部屋にまとまってもらうなどします。

　当該施設が、物資集配拠点及び市民立入禁止であることを施設に掲示し、関係者以外の進入を制限します。受入場所を確保したら、受け入れ体制が整ったことを災害対策本部に連絡します。

◆　救援物資への対応

　過去の大震災では、全国の多くの人々から救援物資が寄せられました。これら救援物資は、被災者に対する思いやりや善意にあふれていたものでしたが、円滑に配布できたのは応急対策が一段落してからでした。

　災害発生直後において食料や生活物資の一部が不足している状況が報道されると、個人を中心に全国から救援物資が寄せられます。しかし、大規模な災害の発生直後には、①何が、②どのくらい、③いつまでに、送られてくるかわからない不特定多数からの小口の救援物資を、④必要としている被災者に、⑤必要としているものを、⑥必要としている時期に、分類・仕分けして配布することは、極めて困難な状況です。また、地域経済活動への影響も少なからず指摘されています。

　このような過去の事例から、市は報道機関等の協力を得て、発災直後の救援物資の抑制に努めます。

　また、避難者のニーズが把握された後も、災害時応援協定に基づいた応援協定締結企業や他の自治体、または企業・団体から物資を調達し、個人からの救援物資は仕分けに多大な労力と資源を要することから抑制する取り組みを進めます。

【例えば、生ものや古着、缶詰は送付されないよう宅配・物流業者に対して受託制限を依頼します】

◆　救援物資の受入れ・仕分け

物資拠点施設開設時は、商工・物資供給班（商工文化課）等により配送された物資の受入れ・仕分けを行いますが、長期におよぶことが想定される場合は職員のローテーションを組んで配置に付けます。

物資の荷下ろしや仕分け作業に多くの人手を要する場合は、ボランティアによる協力を災害対策本部に要請します。

また、これらの人員だけでは処理できない救援物資が配送され続け、仕分け作業や避難所への配送作業に支障をきたす場合には、民間宅配・物流業者による業務委託の検討を災害対策本部に要請します。

◆　救援物資の配送

　避難所からの物資の要請は災害対策本部にて集約・調整され、物資集配拠点に伝達されますが、その度に配送することは物資集配拠点施設の人員を割くことになり受入れ・仕分け作業に支障をきたすことから、原則として１日２回の定期配送とします。

　避難所への配送物量が多く、市保有の車輌のみでは対応出来ない場合や人員が不足し定期配送に支障をきたす場合には、民間宅配・物流業者による業務委託の検討を災害対策本部に要請します。

　なお、物資拠点施設における避難住民等への個別配布は、原則としておこないません。

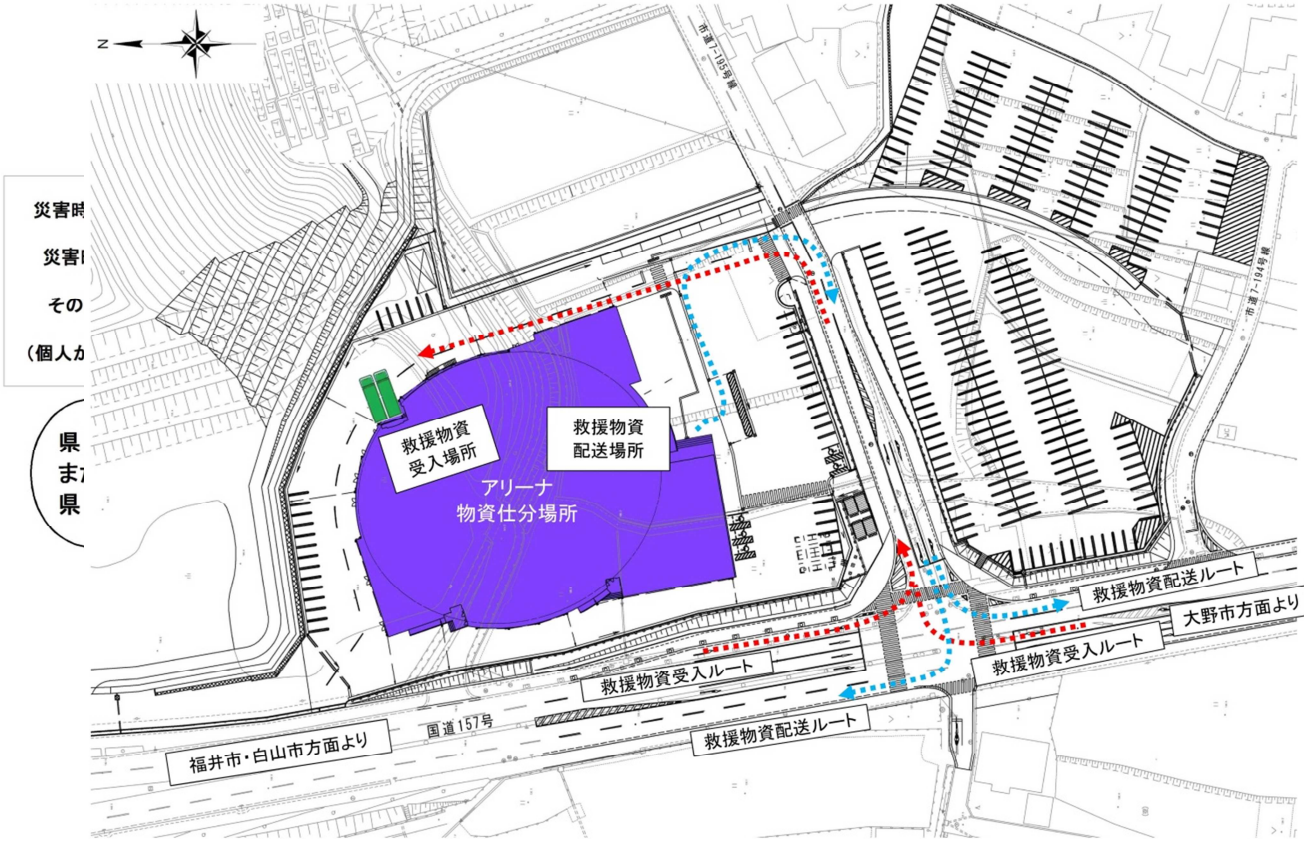

物資拠点施設における救援物資の受入・配送ルート図

◆　物資集配拠点施設の閉鎖

　指定避難所等が閉鎖され、応急仮設住宅等への転居後に伴い救援物資配布から自立支援に移行する時期となってきた際には、災害対策本部は市内の物流の復旧状況を確認し、物資の受入れ・配送を停止します。その際には、メディアを通じて物資受入を停止したことを広報すると共に、民間宅配・物流業者に対して各営業所での救援物資受入を拒否するよう依頼します。

　物資拠点施設では、残存する物資を災害対策本部が指定する他の保管場所に移送します。

　その後、施設管理者（健康体育課）等は施設の点検を行い、原則として物資集配拠点使用前の状態に原状復旧を行ったうえで、物資集配拠点施設の閉鎖を行います。

第３編　災害時の支援活動拠点施設編

◆　支援活動拠点の設定

　支援活動拠点となる勝山市体育館 ジオアリーナは、物資集配拠点施設編にも記載したとおり、災害が発生した場合においても通行が可能な広幅員な主要幹線道路である福井県第１次緊急輸送道路沿いにあります。

　また最重点除雪路線にも隣接しており、１年を通じて支援部隊が容易にアクセス出来る位置となっています。

◆　支援活動拠点の役割

支援活動拠点は、駐車場の大空間を利用して支援部隊（警察、消防、自衛隊、インフラ（電力、通信、水道）、公共土木施設等の復旧活動部隊）の集結・ベースキャンプの拠点として機能します。また、支援部隊が活動環境を確保するため、屋外上下水道施設の整備や災害対策本部との無線通信機能を整備しています。

◆　支援部隊の受入れにかかる事務分掌

支援部隊を受け入れるための必要な事務は、勝山市災害対策本部事務分掌に基づき、総務・職員班（総務課）及び連絡調整班（未来創造課）が主体となり、施設管理者（健康体育課）のほか、関係班と調整して行います。

支援拠点施設における支援部隊の活動は、原則として自主運営となりますが、総務・職員班（総務課）等は支援部隊の要望を聞き取り、スムーズな活動が出来るよう協力します。

◆　災害時における上下水道施設の確保

◎上水道施設

　敷地内には適宜、給水栓を設置しており支援部隊が利用出来るよう整備しています。しかし大規模災害時には、上水道施設が破損し給水栓から給水できない可能性が高くなります。本拠点では、地上式貯水槽（40m3）を設置し、支援部隊等に供給可能な状態を維持します。

◎下水道施設

　敷地内にはマンホール直結式汚水桝（10 箇所）を整備しており仮設トイレを配置することにより、上記の上水道施設と合わせて水洗式仮設トイレとして使用することが出来るようになっています。(下水道施設の使用の有無が確認出来るまでは、汲取式トイレにて対応)

　総務・職員班等は、支援部隊の配置状況を確認し、必要に応じて仮設トイレの設置を災害対策本部に要請します。

◆　災害対策本部との通信機能の確保

　敷地内には、防災行政無線を配備しておりＮＴＴ回線や携帯電話網などの民間通信施設が機能しない場合においても、支援活動拠点と災害対策本部として設置予定の市役所間の通信手段として確保します。

◆　支援活動拠点内の放送設備

敷地内に配備している防災行政無線には屋外拡声器が設置されており、非常の際には防災行政無線子局（現地）のハンドマイクから放送することが可能となっています。

支援部隊に対し、情報伝達することが必要な場合は、本設備を利用することができます。

◆　支援活動拠点内の屋外照明設備

施設内駐車場の照明灯は、電源にソーラー蓄電システムを利用しており、電力が復旧していない場合においても、点灯することができます。支援部隊が夜間に到着する場合や拠点で活動する場合にも一定の照度を確保しています。

機　　能	用　途	概算面積
支援部隊の拠点	ベースキャンプ 車輌駐車スペース	6,500m2
	支援活動スペース 屋外物資置場	1,000m2

参　考　　災害時の施設レイアウト例（勝山市新体育館基本設計より）

万が一の災害時には二次避難施設として、安全で自立的な機能維持ができる施設とします。防災行政無線を設け、市役所の災害対策本部との迅速かつ綿密な情報交換の連携をとりながら、敷地全体として災害支援ができるように整備します。

●敷地計画

支援物資搬入

仮設トイレ

散水栓

排水枡

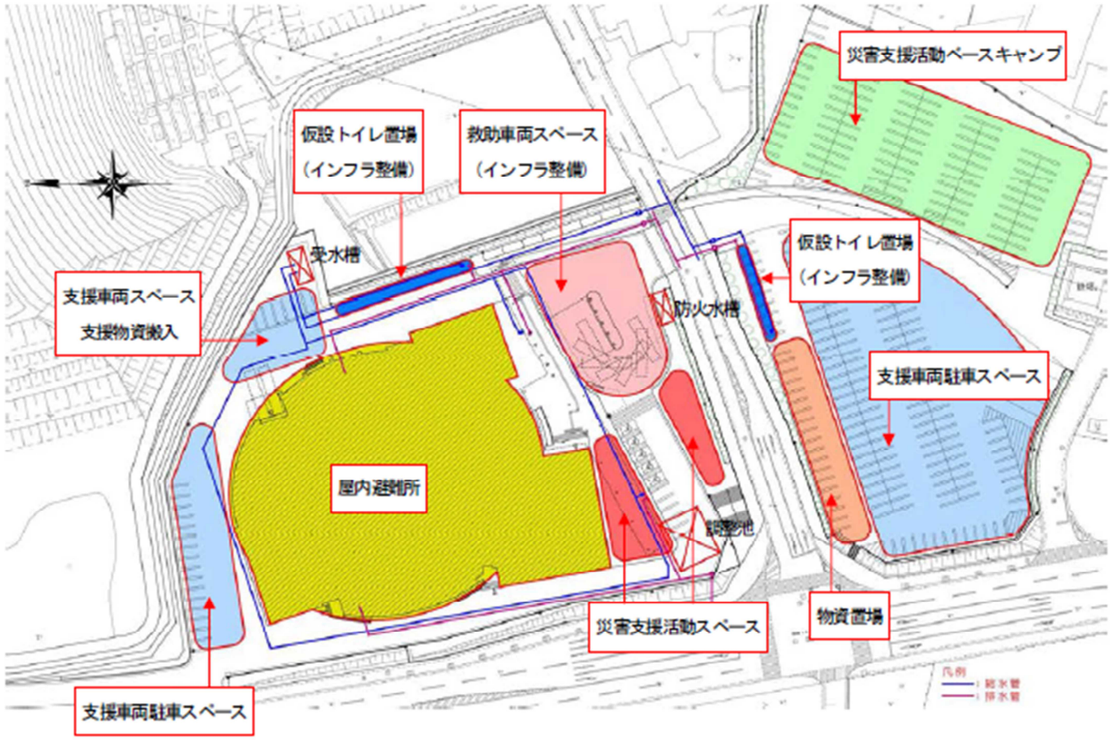

●内部計画

支援物資保管

防災備品

避難スペース

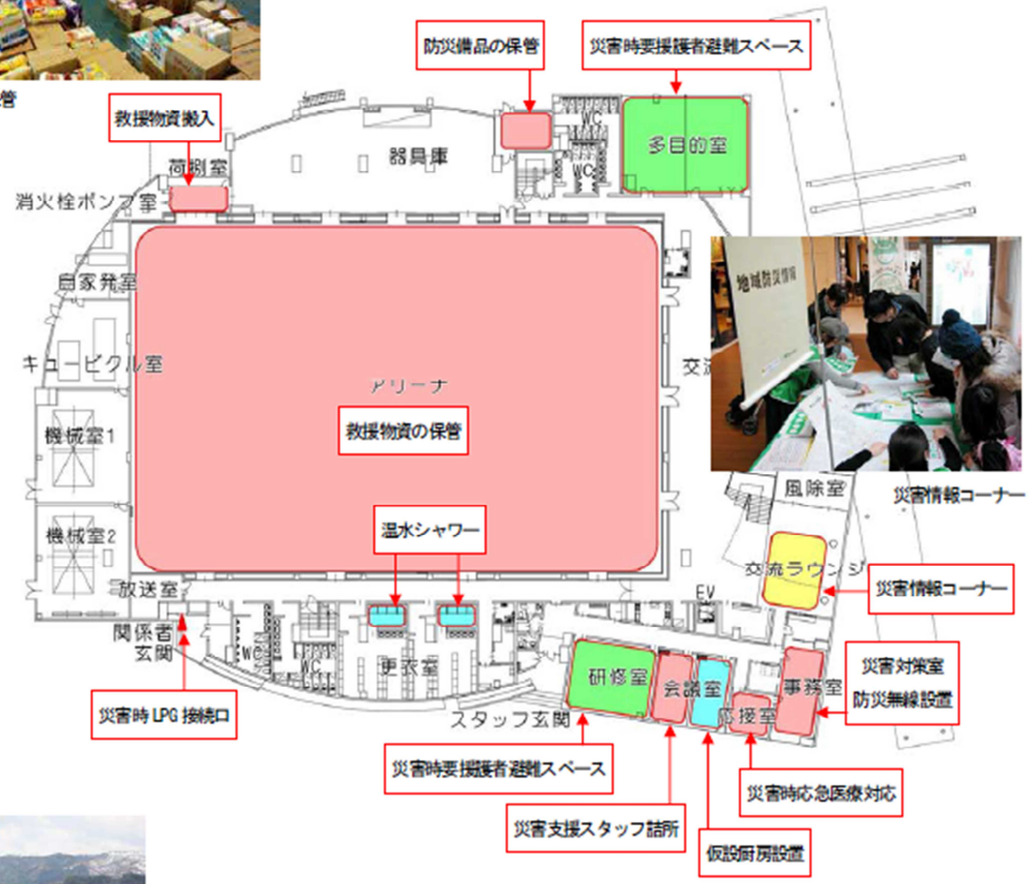

災害支援車両

災害支援活動

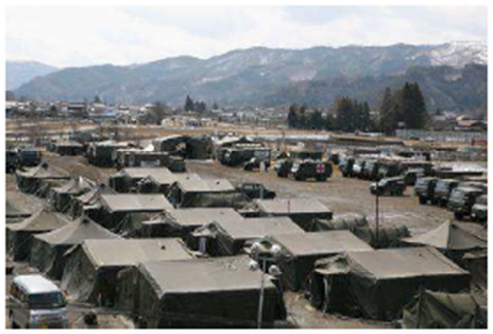
災害支援ベースキャンプ

災害時応急医療

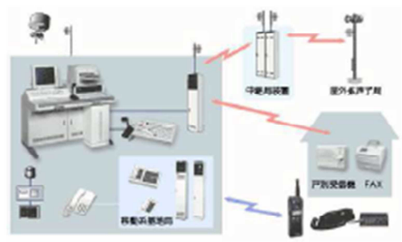
防災無線